

お客様各位（e-very/イーベリー）

出発当日のお客様参加条件の確認について

この度は、阪急交通社の海外旅行にお申し込みを賜り誠にありがとうございます。

お客様のご旅行参加に必要な証明書等のご案内をさせていただきます。

皆様にはお手数をおかけしますが、ツアー参加条件をご確認いただき、当日お忘れなくご持参いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。ご旅行先や日本国の検疫、防疫当局の指示により、参加条件や証明書等が追加、変更される場合は別途ご案内申し上げますので、最新のご案内に従いご準備いただけますよう、お願い申し上げます。

■ ツアー参加条件

次に申し上げる内容をツアーご予約後に必ずご確認ください。

確認できない場合は、旅行の参加をお断りさせていただきますので、必ずご確認をお願いいたします。

- ① 別にお知らせする『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』に記載している条件を満たしていること
- ② ご旅行中に必要なアプリの使用が可能なスマートフォンを携行され、アプリのダウンロードならびに操作がご自身で可能であること（機微な個人情報を含むため、アプリのダウンロードや操作のお手伝いを行うことはできません）
- ③ 新型コロナウイルス治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険への加入をしていること

(1) ご旅行先の国・地域等が求める証明書、登録書等をご準備ください

訪問する国・地域の検疫ならびに防疫当局が求める入国・入域条件、航空会社等が求める搭乗条件を満たしていない場合、旅行にご参加いただけません。別にお知らせする『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。当局の指示により、必要な条件が変更、追加された場合は、別途ご案内申し上げますので最新の案内に従ってご準備ください。

なお、お客様にご準備頂いた証明書、登録書等はご旅行先の国・地域の入国・入境許可や航空会社等の搭乗許可を保証するものではありません。

(2) ツアー参加前後を含む、感染防止対策に協力いただきます

ご旅行出発の14日前からは密な環境を避けるなど、感染症防止対策を徹底していただきますよう、お願いいたします。ご旅行中に、ガイド、現地係員、利用機関係員等から感染防止に伴う指示があった際はその指示に従っていただきます。全般的な感染予防対策とお客様へのお願い事項につきましては下記の当社ウェブサイトをご参照ください。



● 新型コロナウイルス感染防止対策とお客様へのお願い
https://www.hankyu-travel.com/kaigai/saikai_info/

なお、出発日の前日から数えて14日前以内に下記に該当する事態が発生した場合は、当社までご連絡ください。

■ 次の①～⑥の症状があった場合は、ツアーにご参加いただけません。

- ① 発熱（37.5度以上）、② せき、③ のどの痛み、④ 息苦しさ（呼吸困難・胸の痛み）、⑤ 倦怠感、⑥ 味覚・嗅覚の異常

◎ **ご出発までに自治体などの接種案内に従った規定回数の予防接種を完了されることをお勧めします。**

(3) ツアー参加条件を満たせなかった場合について

参加条件を満たせなかったお客様および同居されている同行のお客様はツアーにご参加いただけません。

お客様に起因する事由による取消となり、取消料の対象となります。

なお、次の①、②をご提示いただいた場合は取消料を収受しません。

- ① 出発日の前日から数えて14日前にあたる日から出発当日までの間に、新型コロナウイルスに罹患または陽性判定を受けられた場合で、診断書、陽性を示す証明書等を添えて取消料免除の申請をいただいた場合。
 - ② 濃厚接触者や、海外からの帰国等により自宅等での待機が出発日に及ぶ場合で、その内容を示す保健、衛生当局からの通知、メール内容、アプリ通知画面等を添えて取消料免除の申請をいただいた場合。
- いずれの場合も集合場所までの交通費や前泊等の費用はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

■ ご出発直前のPCR／抗原定量検査による陰性確認を強くお勧めします

新型コロナウイルス感染症の特性により無症状であっても感染していることがあり、旅行先での検査で陽性と判定される恐れがあります。また、過去に感染された履歴がある場合、回復後もしばらくの間は検査結果が陽性となる恐れがあります。旅行先での検査で陽性判定を受けた場合は予定通りにご帰国できなくなる恐れがあることに加え、日本到着時の検査で陽性となった場合は検疫所長の指定する宿泊療養施設等での待機が必要となります。

旅行中に発症してしまうリスクを避けることも含めまして、ご出発直前（ご出発の3日前以後を目安）に陰性確認検査を受けることを強くお勧めいたします。

■ 外務省海外安全情報をご確認ください～たびレジのご登録をお勧めします～

ご旅行先の国・地域の最新の安全情報を外務省海外安全ホームページでご確認ください。
たびレジにご登録いただきますとご旅行先を管轄する大使館、領事館が発信する臨時情報を受け取ることが可能です。



● 外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



● たびレジ登録ページ
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

■ 海外旅行保険への加入について～保険の加入はご旅行の参加条件です～

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局の指示よりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等も必要となる等、高額な自己負担が発生する恐れがありますので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険への加入を参加条件としております。（クレジットカード付帯保険を利用される場合はカード会社へ補償内容（補償範囲・補償額など）をご自身で必ずご確認ください）

阪急交通社がお勧めする保険商品につきましては、ご予約後にお送りするメールをご参照ください。

- ◎ ご旅行先の国・地域等が海外旅行保険加入を条件としている場合は、その条件を満たす保険に加入いただく必要がございます。後出の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。

■ ワクチン接種証明書の携行をお勧めします

ワクチン接種回数が 2 回以下のお客様におかれましても、自治体発行のワクチン接種証明書（海外用）または、デジタル庁発行のデジタルワクチンパスポート（海外用）を携行されることをお勧めいたします。

ご旅行先の入国・入境条件でワクチン接種証明書の携行を求められていない場合におきましても、航空機の緊急着陸やお乗継空港にて、天候不良や機材故障などにより、予定外の入国・入境を迫られた場合に必要となる恐れがあることに加えて、万が一旅行中に医療機関を受診される場合にもワクチン接種証明書がございますと、接種履歴の証明に役立ちます。

- ◎ ご旅行先の国・地域等がワクチン接種証明書の携行、提示などを条件としている場合は、規程回数の接種を完了したワクチン接種証明書が必要となります。後出の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。

■ ご帰国時に必要なスマートフォンの携行、アプリのご案内

～日本出国前にあらかじめセットアップしておくことをお勧めいたします～

ご帰国時に検疫所に提出する誓約書の誓約事項の確認、追跡のため、位置情報の確認に必要なアプリ等をスマートフォンにインストールし、アプリの動作を有効化する必要があります。

- ◎ 以下（１）～（３）のアプリが動作可能なスマートフォンは、次のとおりです。



① iPhone 端末：iPhone ios 13.5 以上 / ② Android 端末：Android 6.0 以上

◎ 厚生労働省ウェブサイト内の案内ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

(1) 健康居所確認アプリ (MySOS)

お客様の位置情報と健康状態を報告するために必要となります。センターからのビデオ通話に回答し居所確認を行う際にも利用されます。ご帰国の検疫手続きを事前にアプリに登録して手続き簡略化する「ファストトラック」も、このアプリを使用します。また、自宅待機が必要な場合に陰性確認検査結果を厚生労働省に届け出すことで待機を解除する場合の届け出もこのアプリを使用します。



● アプリダウンロード：Play ストア（Android 端末） / App Store（iPhone 端末）共通
<https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7>

- パソコン等を利用して Web 上で検疫手続きの一部を事前登録可能な「MySOS WEB」もご利用いただけます。ご帰国時の「ファストトラック」利用には、スマートフォン等で「MySOS WEB」にログインするか、ダウンロード済みの「MySOS アプリ」と連携登録後、検疫官に画面を提示します。（後出のファストトラックのご案内および利用方法参照）



● MySOS WEB
<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

(2) スマートフォンの位置情報設定・保存 (GoogleMaps などの設定)

健康観察のため自宅待機等となった場合に、位置情報の記録を保健所などに提示いただくために必要となります。



● Play ストア（Android 端末）
※ iPhone 端末の場合はアプリのインストールは不要です。

(3) 接触確認アプリ (COCA) の利用

新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。



● Play ストア（Android 端末） / App Store（iPhone 端末）共通

■ご帰国時の検疫手続きについて

日本に帰国（入国）される方は、国籍に係わらず、検疫所に次の手続きを行う必要があります。

- (1) 質問票の提出
- (2) 誓約書の提出
- (3) ワクチン接種証明書の提示
- (4) 検査証明書の提出
- (5) 必要なアプリの登録確認

(1) 質問票の提出

- 待機期間中における健康状態確認のため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を記載します。日本国内で入国者ご本人が使用できるメールアドレス、電話番号を質問票に必ず記載してください。
- 「ファストトラック」を利用しない場合は、下記ウェブサイトにて、パソコンまたはスマートフォンを使用して入力後、最後に表示される QR コード画面を保存または印刷し、検疫時に提示します。
- 「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項を登録いただくことにより、質問票の QR コード画像を掲示する必要がございません。



- 厚生労働省：質問票入力ウェブサイト（パソコン・スマートフォン対応）
<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>

(2) 検疫所の施設待機・自宅等待機に伴う誓約書の提出

- 待機期間中における公共交通機関の不利用、自宅等での待機等について誓約書の提出が必要です。（ワクチン 3 回接種済で、自宅等での待機が必要ない方も提出が必要です。）
- 誓約書のフォームは、下記の厚生労働省ウェブサイトからダウンロード後に印刷したものに記入して検疫所に提出します。
- 「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項を登録いただくことにより、誓約書を印刷して提出する必要はありません。



- 厚生労働省ウェブサイト：誓約書フォーム（パソコン・スマートフォン対応）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

(3) ワクチン接種証明書の提示（3 回接種完了をしめすもの）の提示

- ご帰国後に検疫所が確保する宿泊施設または自宅等で待機の緩和（免除）を希望される方は、ワクチン接種証明書（3 回接種完了のもの）の提示が必要です。
- ワクチン接種証明書（3 回接種完了のもの）は次の①～③の条件を満たすものに限り有効です。
- 「ファストトラック」を利用しない場合は、ワクチン接種証明書（3 回接種完了のもの）を検疫に提示してください。
- 「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項と証明書の画像ファイル（紙の接種証明書の写真、デジタルワクチンパスポートの証明画面／氏名・生年月日・ワクチン名・メーカー名・接種日・接種回数に記載されている部分／画像は 5 枚まで登録可能です）を登録し、事前審査を受けることができます。
- ※接種年齢要件により、3 回目接種を受けていない 18 歳未満の子供については、有効な接種証明書を所持する保護者が同伴し、行動管理を行っている場合に限り、保護者と同様の待機期間の緩和（免除）が認められます。
- ※接種回数が 2 回以下の場合、「ファストトラック」のご登録時に、ワクチン接種証明書を「無」と登録します。

- | | |
|---|--|
| ① | 政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。
●地方公共団体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、予防接種済証」
●医療機関等発行の「新型コロナワクチン接種記録書」
●デジタル庁発行のデジタルワクチンパスポート
●その他同等の証明書と認められるもの |
| ② | 以下の事項が日本語または英語で記載されていること
●氏名 ●生年月日 ●ワクチン名またはメーカー名 ●ワクチン接種日 ●ワクチン接種回数
※生年月日の代わりに、パスポート番号等、本人を特定するための事項が記載されており、パスポート等と照合して本人の接種記録であることが確認できる場合は有効とみなします。
※接種証明書が日本語または英語以外の言語で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語または英語）が添付され、記載内容が判別できれば有効と見なします。 |

	ワクチン名	接種回数			メーカー名 / 備考
		1	2	3	
③	コナチン筋注	○	○	○	ファイザー社（復星医薬/ビオンテック社製も可）
	パキスゼブリア筋注	○	○	○	アストラゼネカ社（インド血清研究所製も可）
	Covid-19 ワクチンモデルナ	○	○	○	モデルナ社
	Janssen COVID-19 Vaccine		○	○	ヤンセン社 / 1 回の接種をもって 2 回分相当とみなします
	COVAXIN	○	○	×	バーラト・バイオテック社
	ヌバキソビッド筋注	○	○	○	ノババックス社（インド血清研究所製も可）
※各接種回で異なる種類のワクチンを接種した場合も有効と認めます。					

グアムにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

■ 日本からグアムへの入国時

グアムでは感染拡大防止策に基づき、入国時に下記証明書の提示が必要となります。

証明書が確認できない場合は、ご旅行の参加をお断りいたしますので必ずご持参いただけますようお願いいたします。

(1) 住民票のある市町村が発行する「海外渡航用」ワクチン接種証明書、 またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用

グアムに入国する2歳以上の全ての旅行者は、ワクチン接種完了を示す証明書の提示が必要となり、証明書には下記条件が必須となります。

現在、グアムで承認され、日本国内での使用が認可されているワクチンは

4種類（ファイザー製・モデルナ製・アストラゼネカ製・ノババックス製で2回接種が規定）になります。

- 1、規定のワクチン接種完了日から14日間以上の経過が確認できること
- 2、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書であること
またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用であること
- 3、英語で記載されていること



- 証明書の申請・発行に関しては、下記厚生労働省ホームページにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html



- 接種証明アプリ海外用に関しては、下記デジタル庁ホームページにてご確認ください。

<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert/>

(2) グアムデジタル税関申告書 (GUAM ELECTRONIC DECLARATION FORM)

グアムに入国する全ての旅行者は申請する必要があり、グアム到着72時間前から申請可能です。

- グアムデジタル税関申告書に関しては、下記にてご確認ください。

[HTTPS://CQA.GUAM.GOV/](https://cqa.guam.gov/)

(3) ESTA (電子渡航認証システム) 申請または出入国カードの記入

出入国カード（用紙は機内配布）の記入が必要です。

ESTA（電子渡航認証システム）認証済みの方は、出入国カードの提出は不要です。

「ESTA（電子渡航認証システム）を申請する場合」

- ・ESTAは渡航認証日から2年間有効です。
- ・ESTA有効期間中にパスポートが変わる場合は新たにESTAの取得が必要です。
- ・少なくとも渡航日の72時間以上前にESTAの申請をすることを強くお勧めします。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_esta.html

(4) 新型コロナウイルス陰性証明書 ※2022年6月12日現在不要です

2022年6月12日より、従来渡航時に必要であったPCR検査の陰性証明書の提示が不要となりました。ただし、今後感染状況に悪化の傾向がみられた場合は再び検査義務が導入されます。渡航前に急遽取得が必要となる場合がございますのでご注意ください。

(参考：提示義務が再開された場合)

グアムに入国する2歳以上の旅行者においてワクチン接種の有無にかかわらず新型コロナウイルス陰性証明書の提示が必要となる場合、証明書には下記条件が必須となります。

- 1、グアム渡航（航空機搭乗）前1日以内に実施した医療機関によるPCR検査または抗原検査の陰性証明書であること。
- 2、陰性証明書の記載は英語以外も許可されていますが、提示の際の確認に時間を要する為、英語の証明書が強く推奨されています。
- 3、新型コロナウイルスから回復した旅行者は、過去90日間の検査で陽性であったことの証明と、旅行の許可を得たことを示す医療機関からの手紙を提示することで代用できます。
尚、陰性証明書同様、確認に時間を要する為、英語の記載が強く推奨されています。

■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

グアム出国前72時間以内に実施した医療機関によるPCR検査または抗原定量検査で陽性反応が出た場合は、旅行者はグアムのホテルにて自主待機が必要となります。

【陽性結果が出た場合】

- 1、ホームキット等、クリニック以外で行った検査で陽性が出た場合は現地の保険局へ通報が必要となります。
保険局のメールアドレス：dphss.surveillance@dphss.guam.gov
- 2、無症状の方は検体接種日の翌日から5日間ホテル等で自主待機していただきます。
- 3、症状がある方は症状（発熱・咳）が収まった24時間後から5日間の待機が必要となります。
- 4、隔離終了に伴う検査は必ずしも必要ではございませんが、自主的にされた検査結果で陽性が再度出てしまった場合は下記の連絡先から領事館にご相談ください。
領事班 Consular Section Consulate-General of Japan in Hagatna
Phone: 671-646-1290 Email: infocgj@ag.mofa.go.jp

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。